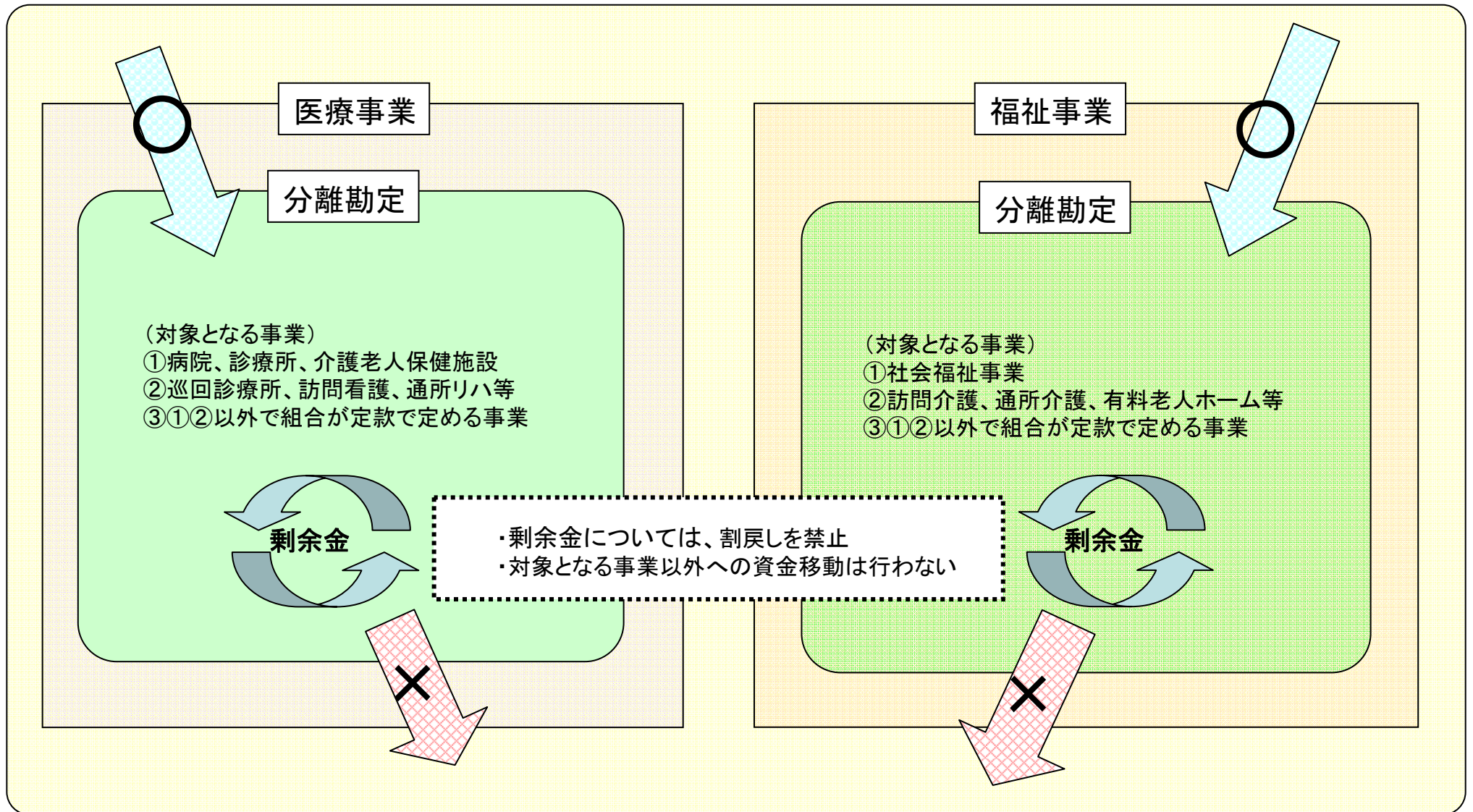


医療事業及び福祉事業に係る非営利性の強化について



注) 対象となる事業として定款で定める事業については、医療事業に係る特別会計に社会福祉等の事業を、福祉事業に係る特別会計に病院等の事業をそれぞれ互いに定めることも可能とする。